二　前号の規定により算定する際の加算額は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する単位数を超えてはならないものとする。

別表

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費市町村独自報酬（一月につき）　50の倍数であって、500を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注1　上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2　注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3　市町村が各要件について定める単位数の合計は、500単位を超えない範囲内でなければならない。

2　夜間対応型訪問介護費

夜間対応型訪問介護費市町村独自報酬（一月につき）　50の倍数であって、300を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注1　上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2　注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3　市町村が各要件について定める単位数の合計は、300単位を超えない範囲内でなければならない。

3　小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費市町村独自報酬（一月につき）　50の倍数であって、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注1　上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2　注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3　市町村が各要件について定める単位数の合計は、1000単位を超えない範囲内でなければならない。

4　複合型サービス費

複合型サービス費市町村独自報酬（一月につき）　50の倍数であって、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注1　上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2　注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3　市町村が各要件について定める単位数の合計は、1000単位を超えない範囲内でなければならない。

○厚生労働省告示第百二十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める地域

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注7及び福祉用具貸与費の注1、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注3、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注5並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注4、介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6及び介護予防福祉用具貸与費の注1の厚生労働大臣が別に定める地域

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

六　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第一号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十八条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇一－八六二四　東京都千代田区神田三崎町二丁目四番四号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二部、六九八円（本体六四〇円）　送料　六五二〇円（別）
（配）
第三種郵便物認可　明治三十五年三月二十一日